

11月議会臨時会（11月27日開催）

議案 2 件を審議しました。

議案 第 87 号 職員の給与に関する条例改正

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び県人事委員会勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給割合の改定を可決しました。

問 藤井市長は小島前市長の職員マネジメントを徹底的に批判し、民間で鍛えた自身のリーダーシップとマネジメントの才覚を強調していたはずだが、なぜ職員のマネジメントの根幹をなす給与の面で独自の政策を打ち出せないのか。「白岡を動かす」「動くぞ白岡」という公約はどうなったのか。

答 当市において、職員の給与はこれまでも国の給与改定に準じて行ってきたこと、このことは、地方公務員法第24条第2項において給与決定について均衡の原則が規定されている。このため、国や県、近隣市町の状況、動向等も踏まえ、市長自ら内容を精査したうえで議案の提出をしたものである。

反対討論

この条例は、人事院及び県人事院勧告が期末手当を引き下げる勧告を行ったことによる引き下げです。しかし、これらの処置は、大きく見れば日本経済のマイナス要因になり、市の税収にも悪影響を与えます。このような提案には反対です。

賛成討論

この条例は人事院勧告に基づくものであり、期末手当の支給割合を0.05月分引き下げることによる官民格差の調整です。当市の会計年度任用職員は、常勤職員に準じた支給割合のため、同様の引き下げになります。新型コロナウイルス感染症の経済への影響は大きいです。

議案 第 88 号 議員報酬等に関する条例改正

人事院勧告に基づく国家公務員及び職員の給与改定に準じて期末手当の支給割合の改定を可決しました。

12月議会定例会

12月7日から25日までの19日間にわたり定例議会が開かれ行政報告5件、市長提出議案15件、請願1件を審議しました。

請願 第 4 号 難聴者のための補聴器助成制度の創設を求める請願

70歳以上の約半数が加齢（老人）性難聴との推計もあり、難聴者になった場合は今のところ、補聴器を使うしか手立てがありません。しかし、補聴器は高額なため購入を躊躇する方が多くいます。そこで、購入に際し助成することにより、高齢者が安心して生活ができるように、難聴者のための補聴器助成制度の創設を求める請願が提出され、全会一致で採択しました。

問 公的補助がごく一部に限定されているとあるが、具体的にどのような補助があるのか。

答 聴覚障害の障害者手帳をお持ちの方で、かつ、埼玉県総合リハビリテーションセンターで補装具としての支給の要否認定を受け、補聴器が必要であるとの認定を受けた方に対し、公的補助制度がある。

問 公的補助の具体的な金額はいくらか。

答 障害の程度により決められた補聴器の種類指定があり、一番安価なものはポケット型の高度難聴用（標準型）のもので3万4200円、こちらが基準額となり、一番高価なものは耳あな型のオーダーメイドの物で13万7千円となる。これらの対象経費に、その方の所得に応じて1割の負担が生じる場合がある。



議案 第 90 号 消費生活センターの組織及び運営等に関する条例改正

消費生活相談員について、消費者安全法に規定する資格要件との整合性を図るため、本条例を可決しました。現行は、消費生活相談員資格試験に合格した者が資格要件ですが、「又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者」を資格要件として追加するものです。